

大阪弁護士会 知的財産シンポジウム

知財高裁設立10年 進歩性判断の到達点と課題

2015 **3.12** 木 PM1:00-PM4:00

大阪弁護士会館2階大会議室 **入場無料**

大阪弁護士会では、2005年(平成17年)に知的財産委員会が設置され、これまで、知的財産相談の設置、大阪地方裁判所第21・26民事部との協議会の開催、知的財産に関連する各種団体との連携、知的財産法改正についての調査研究と意見表明など、活発に活動を行ってきました。

同じく2005年(平成17年)4月1日に知的財産高等裁判所が設立され、はや10年が経過しようとしており、この間、知財高裁の各種の判断が積み重ねられてきました。大阪弁護士会知的財産法実務研究会においては、知財高裁設立10年を機に、その判断枠組み・傾向を探るべく特許審決取消判決を網羅的に分析し、その研究成果を今般「特許審決取消判決の分析～事例からみる知財高裁の実務～」(商事法務)として発刊予定です。

そこで、今般、知財高裁設立10年の節目に、特許審決取消訴訟のうち知財高裁設立後大きく動いたとも評される進歩性判断について取り上げ、同論点についても造詣の深い方々をパネリストにお招きし、シンポジウムを開催いたします。進歩性判断の現在の到達点と課題などをディスカッションする予定です。

第1部

基調講演

「知財高裁の創設により、知財訴訟はどのように変わり、
産業及び社会にどのような影響を与えたか」

元知的財産高等裁判所所長 飯村 敏明 氏

「あるべき進歩性(判断)の姿」(仮題)

北海道大学大学院法学研究科教授 田村 善之 氏

第2部

パネルディスカッション

パネリスト

弁 護 士：飯村 敏明 氏 (元知的財産高等裁判所所長)

大学教授：田村 善之 氏 (北海道大学大学院法学研究科教授)

企 業：下萩原 勉 氏 (日本知的財産協会特許第2委員会委員長・日立製作所・弁理士)

弁 護 士：小池 眞一 (本会会員)

弁 護 士：室谷 和彦 (本会会員)

コーディネーター

弁 護 士：松本 司 (本会会員)

知財高裁設立10年 進歩性判断の到達点と課題

2015年3月12日(木) 13:00~16:00



場 所:大阪弁護士会館2階大会議室
参加費:無 料
定 員:200名

Access(交通)

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込書

大阪弁護士会(法律相談部 ADR課)行き
平成27年2月27日(金曜日)までにお申込みください。

FAX 06-6364-1255

ふりがな			
氏 名			
TEL			FAX
ご職業	☐ 弁理士	☐ その他士業	ご所属
	☐ 会社経営者	☐ 会社員	参加人数
	☐ 公務員	☐ 団体職員	人
	☐ 自営業	☐ 学生	

※ お差支えなければ、ご職業、ご所属も併記ください。

※ なお、この参加申込書に記載いただいた個人情報は、参加人数の把握及び受付業務のみに使用させていただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】大阪弁護士会 法律相談部 ADR課 TEL 06-6364-1238